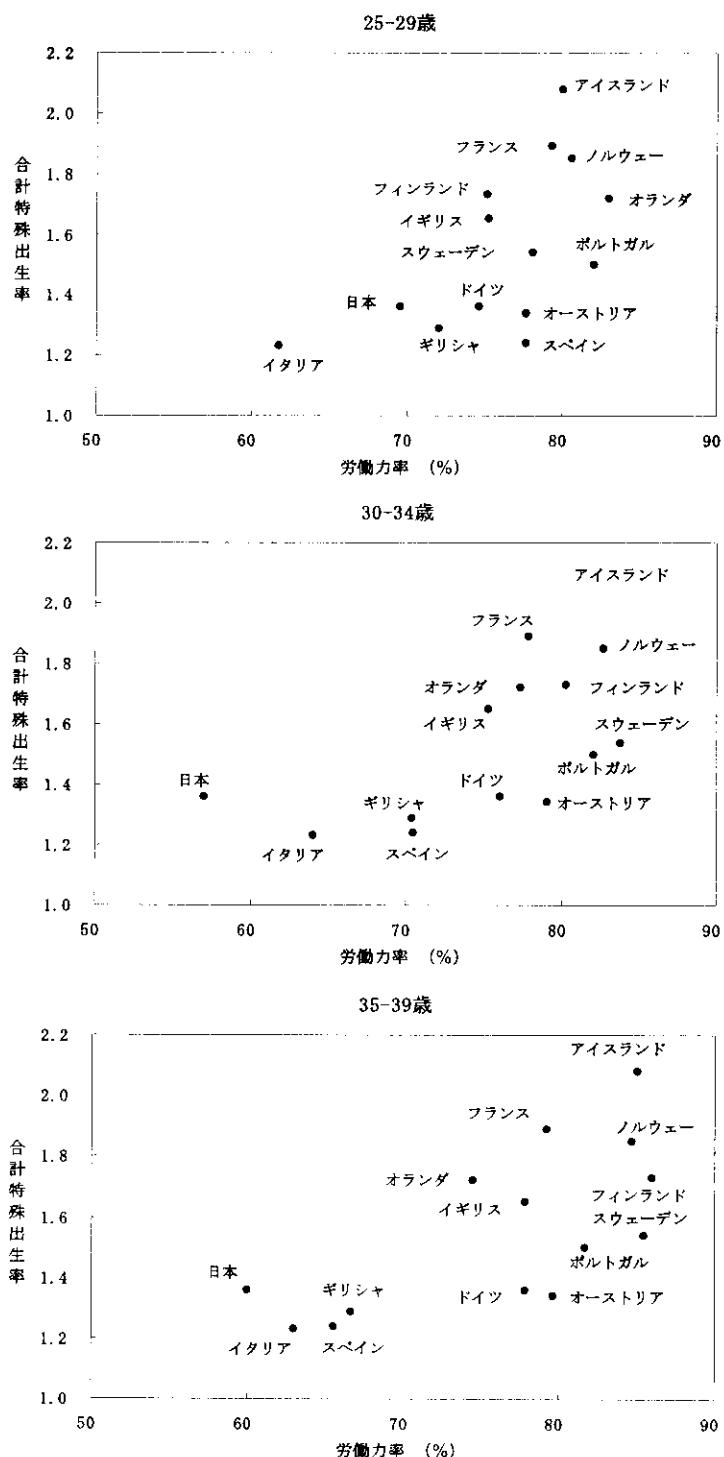


参考図一 女子の労働力率と合計特殊出生率の関係 (25-29歳, 30-34歳, 35-39歳)



(資料) 労働力率は、ILO, Yearbook of Labour Statistics, 2001年版。

年齢区分について、イギリス 25-34, 35-49。

日本は、総務省統計局『国勢調査報告』による。

合計特殊出生率は、Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 2001。

日本は、厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。

9. 少子社会における住宅政策 —東京都区部における住宅政策と最近の人口動向—

小山 泰代

1. はじめに

日本において少子化はすでに全国的な傾向となっているが、地域的に見ると、特に都市部での進行が著しい。それは、都市部の子育て環境や住環境の厳しさに原因の一端があると考えられる。理想子ども数を実現しない理由をみると、若い夫婦は経済的理由とともに、住環境の面で子どもをもつ余裕がない。また、居住地の人口規模でみると、人口 100 万人以上の DID で 2 割以上が住居を理由に挙げている。DID では住居を理由に挙げるものが NON-DID よりも 10 ポイント以上も多く、都市部の住環境のきびしさを裏付けている(小山 2001)。また、浅見他 2000 によれば、東京圏においては、居住コストや住宅事情が少子化現象に与える影響は人口学的・社会経済的な要因に比べて相対的に小さいが、世帯の心理的負担となって間接的な影響を与えており、世帯が子どもを持つという行動には計画性があり、将来の見通しに関する意識がそれに影響しているという。

90 年代、東京都下では、「バブル経済」下における住宅難を背景に、区部を中心におもに人口定着をねらった住宅政策がとられていたが、バブル崩壊とともに次々と廃止されている。その理由は、「一定の効果があった」「期待した効果が得られなかつた」「財政難」等、さまざまである。こうした動きの一方で、バブル崩壊を経て、いわゆる「都心回帰」という現象が現れ始めた。2000 年国勢調査では、減少を続けてきた東京都の人口は増加に転じ、この「都心回帰」現象が裏付けられる形となった。本稿では、90 年代、すなわちバブル期を通じた東京都区部の人口動向を住宅の状況と重ねながら概観し、自治体における住政策の人口政策・家族政策的側面について考察したい。

2. 東京都区部における人口の動向

(1) 東京都における少子化の現状

合計特殊出生率(1995 年)は、西部の特別区では 1 を下回っており、概ねそれから外側へ向かって高い値をとる傾向がみられる(図 1)。63 市区町村のうち、当時の全国値 1.42 を上回る合計特殊出生率を示しているのは約 4 分の 1 の 16 市町村である。年少人口割合(1995 年)についても合計特殊出生率と似た傾向がみられるが(図 2)、三鷹市から日野市へと西側へ 12~14% の地域が連なっており、西部の郊外住宅地域でも人口に占める子どもの割合が相対的に低下していることがうかがえる。また、豊島区(9.5%)、渋谷区(9.5%)、新宿区(9.8%)といった地域では年少人口はすでに人口の 1 割を下回っている。日本の少子化は大都市圏で特に顕著であるが、例えば東京についてみると、さらにその中では都心部を中心に進んでいるといえる。こうした東京の少子化は全国の数年先を行く状況であるともいえよう。

図3は、東京都区部（以下、区部とする）について、国勢調査によって、1985年から2000年における東京都区部の婦人子ども比の推移をみたものである。なお、ここでは、婦人子ども比を、25-34歳女子人口に対する0-4歳人口とした。いずれの区でも、1985年から2000年まで、婦人子ども比は低下している。多くの区で、2000年の婦人子ども比は1985年の半分以下になっている。地域的には、都心区から西へ低い地域がひろがっている。

また、区部について、一般世帯に占める、6歳未満の世帯員のいる夫婦と子の世帯の割



図1 東京都の市区町村別合計特殊出生率：1995年

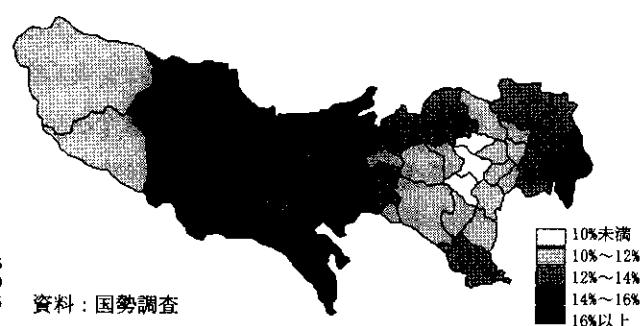
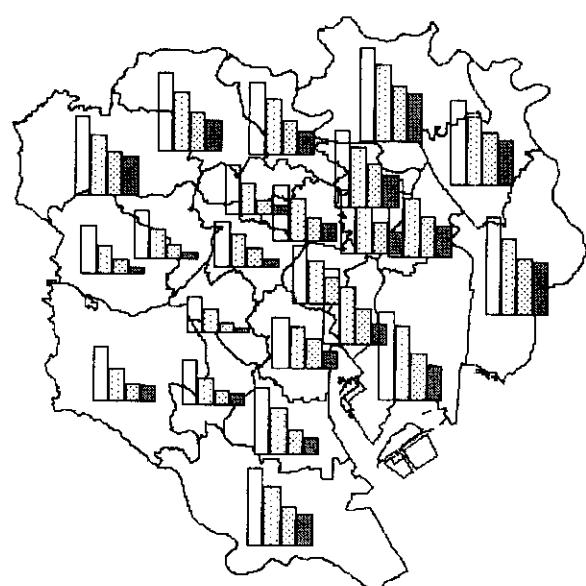


図2 東京都の市区町村別年少人口割合：1995年



5

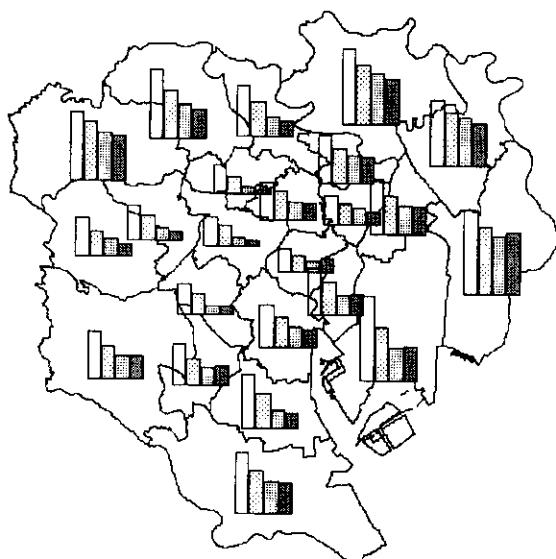


図4 6歳未満世帯員のいる大婦と子の世帯の割合
：1985～2000年

合を図4に示した。都心区から西へ低水準の地域が連なっている傾向は婦人子ども比と同様であるが、東部の湾岸地域では1995年から2000年の間に上昇に転じた区がみられる(江戸川、江東)。また、都心区でも上昇している(千代田、中央)。都心回帰の中心は、中高年層が郊外から都心へ戻ってきたことであるとされているが、こうした現象や少子化の一方で、都心部で若い家族の割合が上昇していることは興味深い。

(2) 区部の人口の動向：1985年～2000年

図5に、区部とそれ以外の地域の別に、1985年から2000年にかけての5年ごとのコーホート変化率を示した。区部では、年少時は1より下にあるが、10～14歳→15～19歳で1を超える、15～19歳→20～24歳でさらに上昇し、その後20～24歳→25～29歳で大きく低下して1を下回る。これ以降はゆるやかに上昇して40～44歳→45～49歳で1付近の値となり、その後80歳以上→85歳以上まで低下していく。80歳以上→85歳以上では0.5程度となっている。一方、区部以外では、全体的な傾向は区部と同様であるが、15～19歳→20～24歳での上昇幅が区部より小さい、その後も50歳代まで1に近い値で推移している、80歳以上→85歳以上で上昇に転じる、などの点が異なっている。

1985年からの推移をみると、特に1995年から2000年の5年間に、区部以外では80歳以上→85歳以上の上昇が目立つものの、他の年齢層では大きな変動がみられないが、区部では、15～19歳→20～24歳から30～34歳→35～39歳までやや大きく上昇し、20～24歳→25～29歳以降、1付近で推移する形となっている。区部では、この5年間では、世帯形成期である20歳代、30歳代の人口の流出が以前より少なかったといえる。

このコーホート変化率の推移を、さらに区別にみたのが図6である。ここからは、いくつかの特徴的な形状と、1985年から2000年にかけての変化の様子がみてとれる。まず、グラフの形状を見ると、1985→1990年、1990→1995年で分かりやすいが、上で見たよう

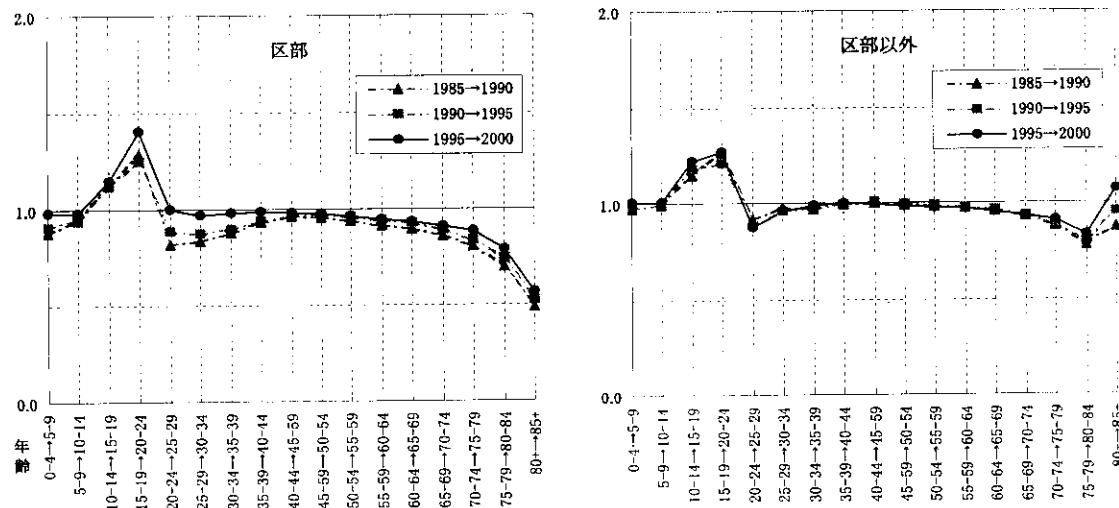


図5 コーホート変化率の推移(区部、区部以外)：1985年～2000年

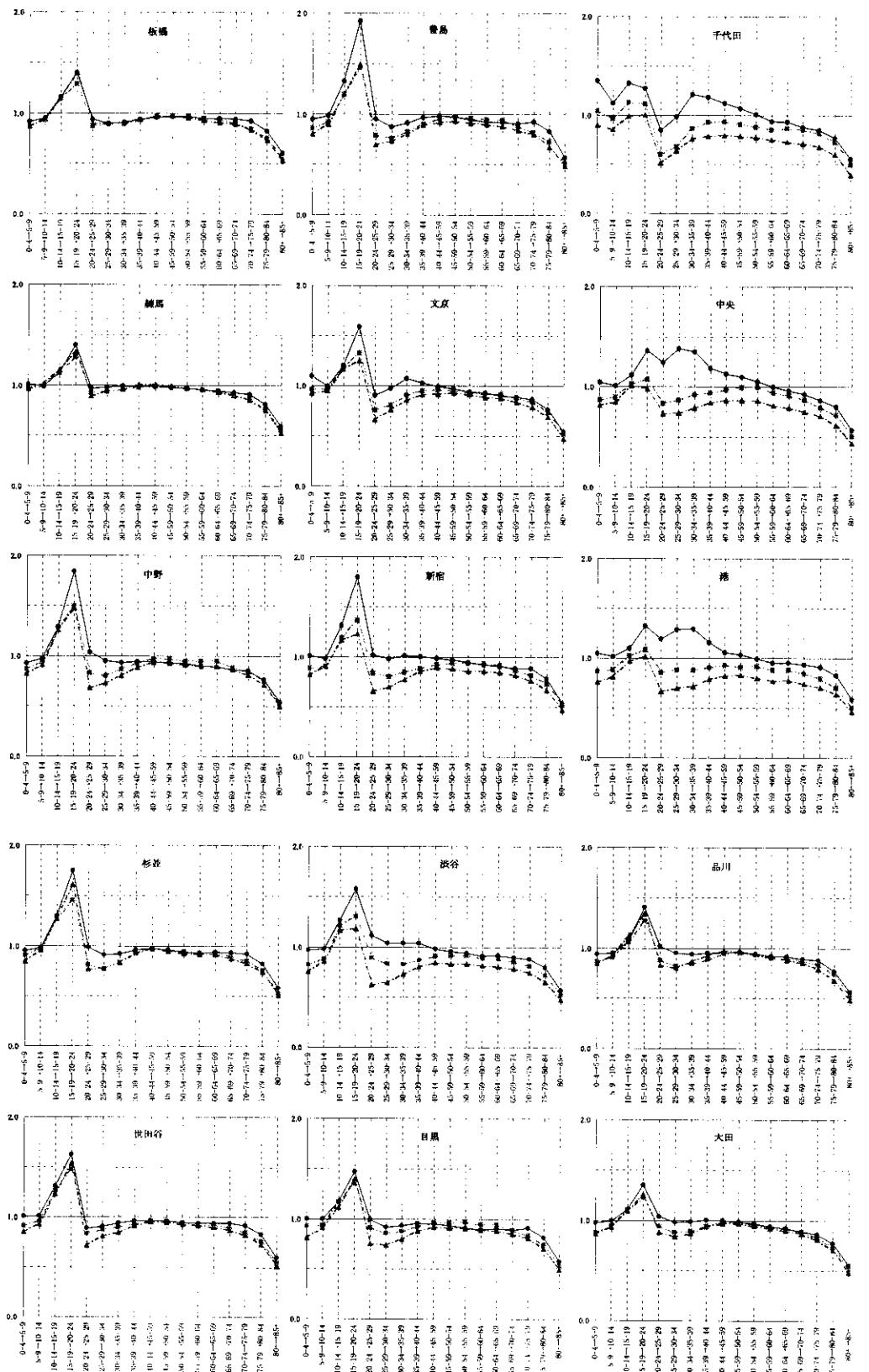


図 6 ワーキー世帯率の推移 (特別区別) : 1985 年~2000 年

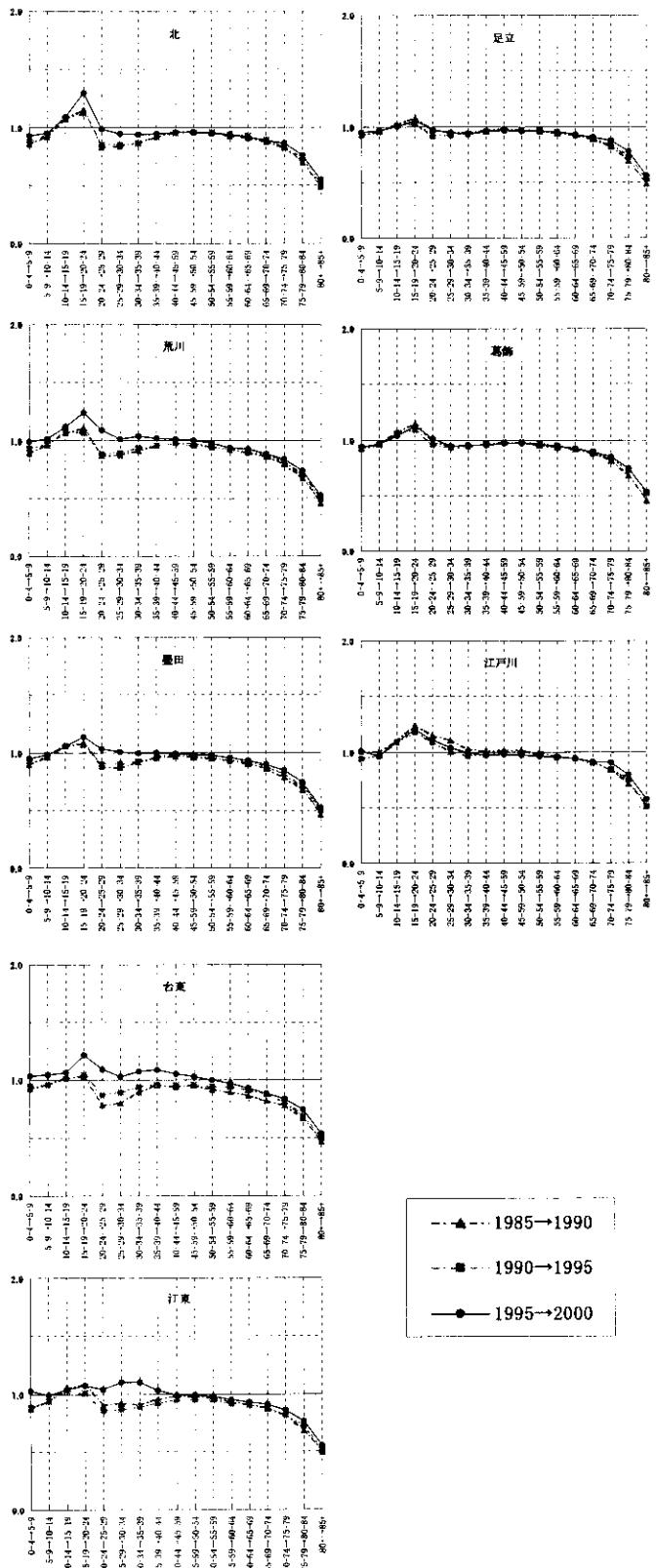


図 6 コー ホ 一 ト 変 化 率 の 推 移 (特 別 区 别) : 1985 年 ~ 2000 年 (つづき)

な 15~19 歳→20~24 歳をピークとする形状はほぼすべての区に共通しているが、その山の高さ、あるいは、ピークの後に 25~29 歳→30~34 歳で落ち込む谷の深さにいくつかのパターンがある。大別すれば、都心部から東側ではピークの山は比較的低く、西側では高い。また、おもに都心 10 区と呼ばれる地域では、ピークとなる 15~19 歳→20~24 歳のコーホート変化率は、そのすぐ下の年齢階級 10~14 歳→15~19 歳との差が小さく、ピークだけが突出した形状となっていない。25~29 歳→30~34 歳にある谷をみると、都心 3 区と、その東側にある豊島、文京、新宿、渋谷、中野といった地域で、より落ち込みが大きくなっていることが分かる。

時間的な変化をみると、1995 年→2000 年において、いくつかの区では大きな変化がみられる。都心 3 区、とりわけ中央、港では、20 歳代、30 歳代での上昇が激しく、曲線の形状がそれまでと異なるほどである。これらの区では、1995 年→2000 年のコーホート変化率は、15~19 歳→20~24 歳と 25~29 歳→30~34 歳あるいは 30~34 歳→35~39 歳に 2 つの 1 を超えるピークをもつ形状となっている。さらに、これ以前は 25~29 歳→30~34 歳以降ほぼ 1 を下回っていたコーホート変化率が、1995 年→2000 年では 50 歳代まで 1 を超える水準となっている。この 1995 年→2000 年における 20 歳代、30 歳代でのコーホート変化率の上昇は、都心区ほど大幅ではないものの、都心部を中心に多くの区でみられる。江東ではピークが 15~19 歳→20~24 歳から 30 歳代へと移行している。一方で、足立、葛飾、江戸川、板橋、練馬といった周辺部の区では、この 15 年間（3 期間）に大きな変動はみられない。都心部では特にこの 5 年間に、都心部を中心に比較的若い層の人口の動きに変化が起きたといえる。

こうした人口の動向を、世帯の面からみてみよう。図 7 には平均世帯人員の推移を示した。いずれの区でも平均世帯人員は低下が続いているが、2000 年では、港、新宿、渋谷、中野、杉並、豊島など、2.0 人を下回る区もみられる。概して低下の速度には縮小傾向がみられるが、都心部ではむしろ低下の速度は拡大しつつある。これは、都心部で単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が急速に拡大したことによるものと考えられる（図 8）。

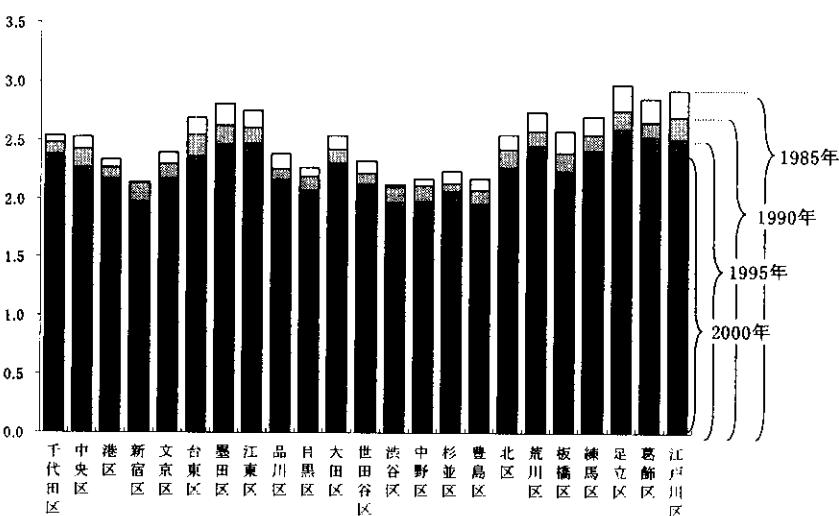


図 7 平均世帯人員の推移：1985 年～2000 年

家族類型別割合で見ると、親と子から成る世帯は減少傾向が目立つが、減少幅は縮小しており、1995年から2000年の5年間では、都心区など一部の区では増加した。この親と子の世帯のうち6歳未満の世帯員のいるものについてみると、半数程度の区で、1995年から2000年ではそれまでの減少傾向から増加に転じている。また、先に見たように(図4)、都心部や湾岸部などでは、これらの世帯の割合は1995年から2000年に微増した。

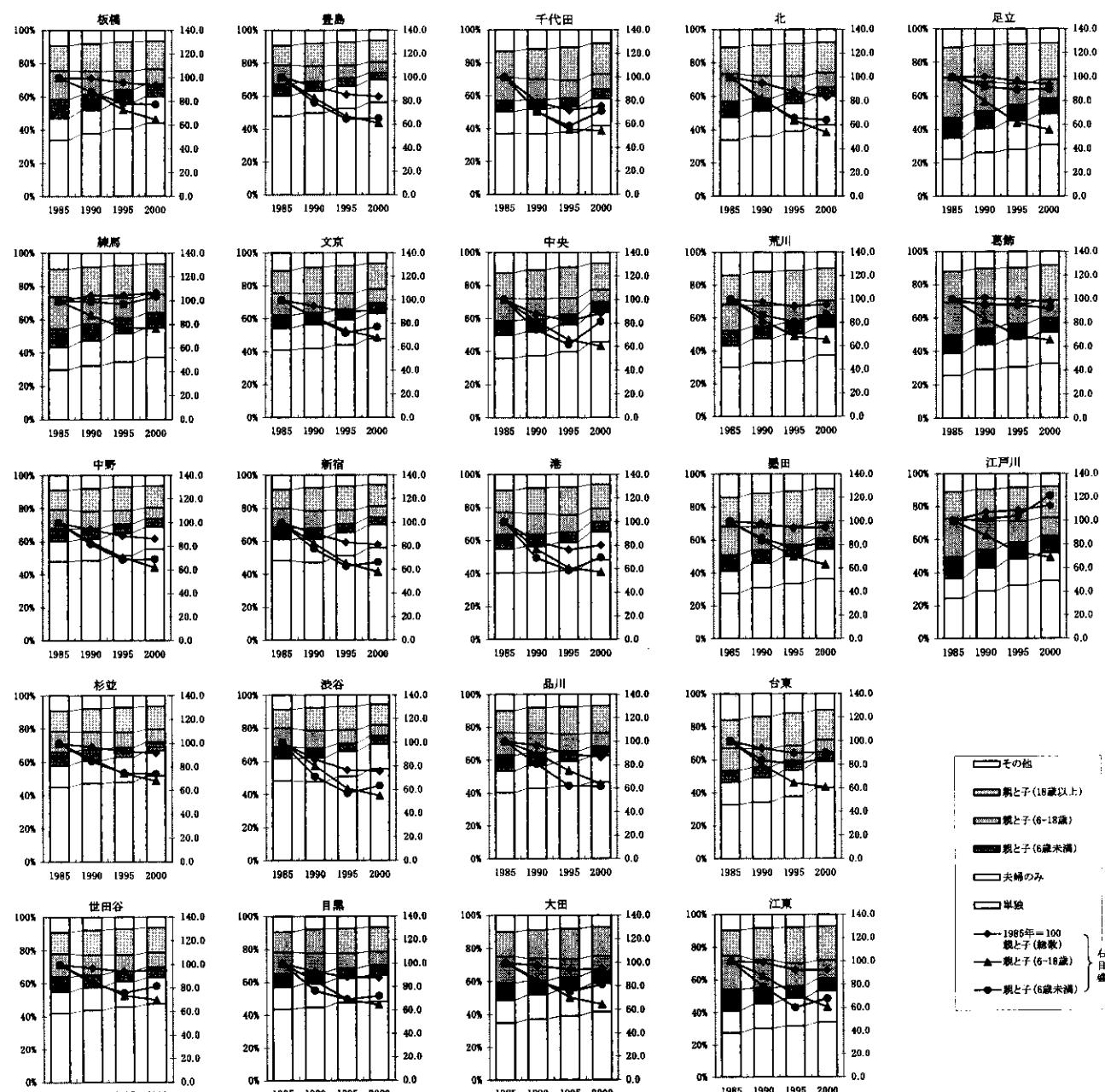


図8 家族類型別割合、親と子の世帯(最年少世帯員の年齢別)数の推移：1985年～2000年

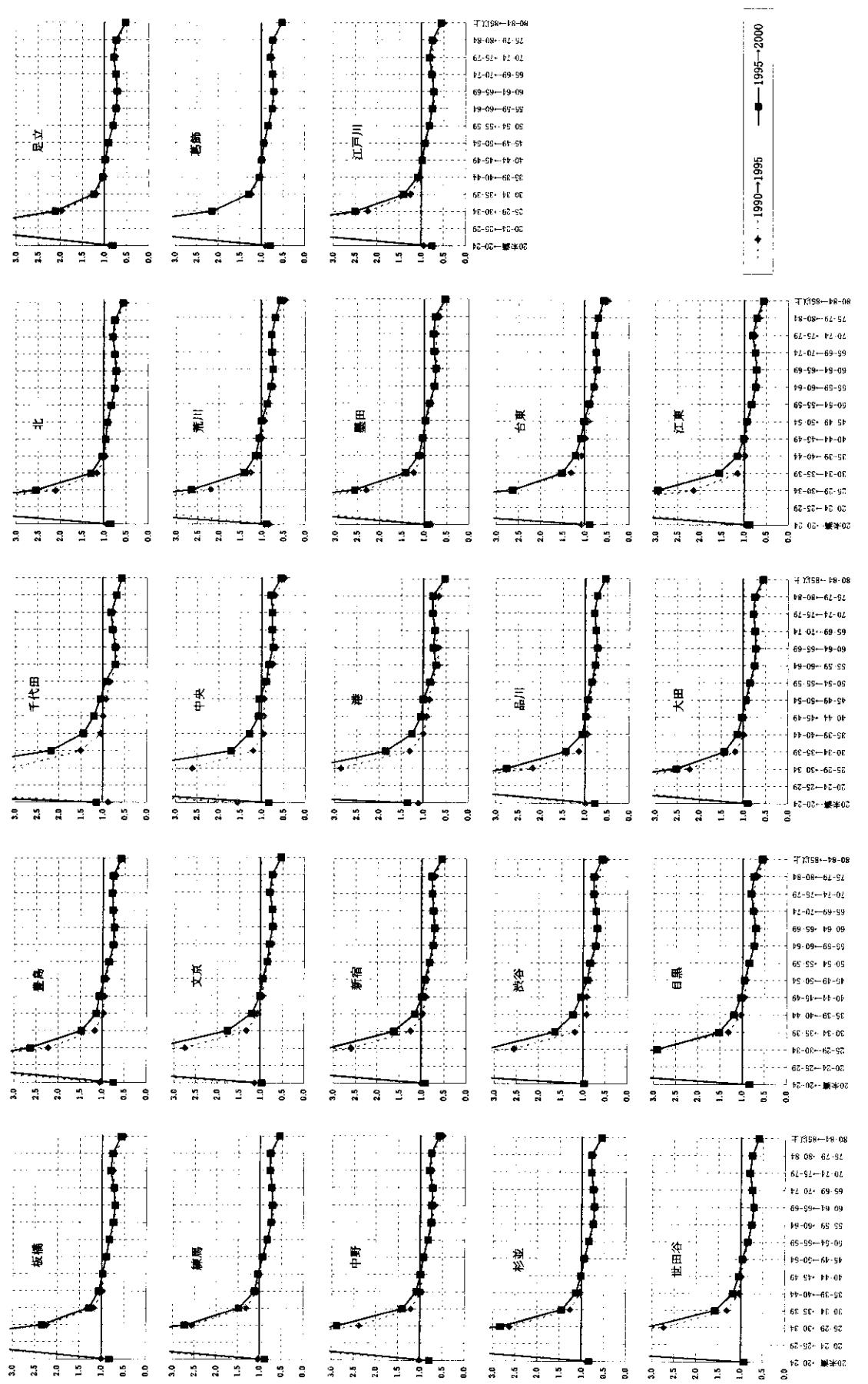


図9 親と子の世帯の世帯主コードホート変化率：1990→1995年、1995→2000年

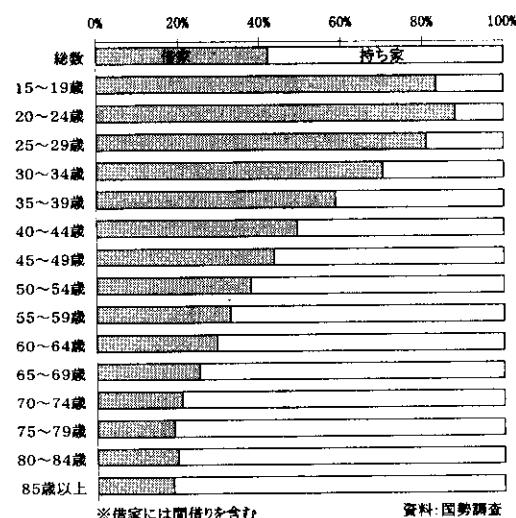
親と子の世帯について、1990年から1995年、および1995年から2000年におけるコーホート変化率(遷移率)をみたのが図9である。これは、例えば、1990年に25～29歳の親と子の世帯の世帯主が、5年後の1995年に30～34歳の親と子の世帯の世帯主に移行する割合である。これが1より大きければ、その年齢階級において、他の家族類型から親と子の世帯への参入が超過であることを示し、1より小さければ退出が超過であることを示している。年齢階級を追ってみていくと、全体に共通の動向として、20～24歳→25～29歳が顕著な参入超過のピーク(1990年→1995年:4.30(足立)～10.51(港)、1995年→2000年:4.53(足立)～11.14(千代田))となり、30～34歳→35～39歳まで大きく低下した後ゆるやかに低下して、概ね40歳代で退出超過になるという経過をたどっている。1990年→1995年と1995年→2000年を比較すると、1995年→2000年では都心部や湾岸部の20歳代、30歳代の上昇が目立っている。逆に、足立、葛飾、板橋、練馬など周辺部では変化が小さい。また、こうした参入超過の変化のほとんどは比較的若い年齢層にみられ、40歳代を境に退出超過になる傾向や、40歳代以降のコーホート変化率の水準には大きな変化はみられない。

こうしたことから、東京都区部では、特に1995年から2000年の5年間に都心部や湾岸部を中心に比較的若い年齢層の人口が流入しており、また、比較的若い親と子の世帯の流入も活発であるといえよう。

3. 東京都区部における住宅の状況と住宅政策

こうした人口の現状や変動のいわば受け皿といえる住宅の状況をみてみよう。図10は世帯が居住している住宅の所有形態(借家／持ち家)を世帯主の年齢別にみたものである。周知のように、全体としては持ち家率が半数を超えるが、おもに30歳代の世帯形成期には、借家が大勢を占めている。

この世帯主40歳未満の世帯のうち、親と子から成る世帯について、借家に居住してい



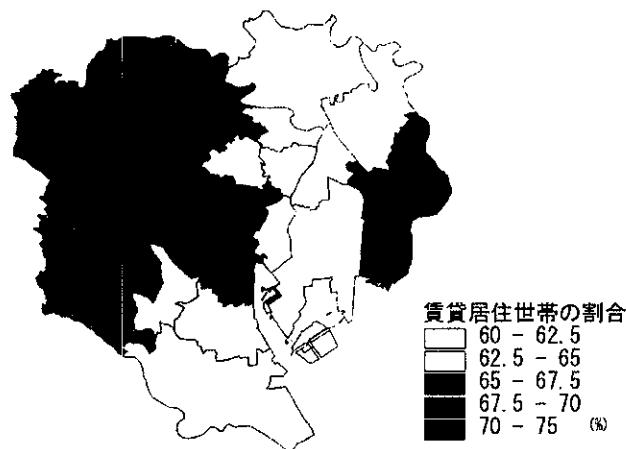


図 11 世帯主 40 歳未満の親と子の世帯における借家居住の割合：2000 年

る世帯の割合を示したのが図 11 である。これによると、いずれの区でも 6 割以上が賃貸住宅に居住しており、特に、千代田、港、新宿といった都心部では賃貸居住の割合は 7 割を超える。若い親と子から成る世帯は借家居住を中心であることが分かる。また、地域の人口構成は、賃貸住宅の供給状況や家賃水準に左右される部分が少なくないといえる。

東京都の住宅政策は区の住宅政策が先行する形となって体系づけられたといえる。地方自治法改正（1975 年）以降、特別区では、高齢者アパート借り上げ等、おもに福祉的な意味合いの住宅政策が行われていたが、バブル期にはいり、都心区を中心に人口定住策として住宅政策が行われるようになり、家賃補助や特定優良賃貸住宅（特優賃）といった新しい方策の試みが始まった。やがて、住宅政策を総合的に実施する必要性から、1990 年には全国に先駆けて世田谷区において住宅条例が制定され、この動きは他の区へも広がっていった。こうした区の動きと呼応するように、1990 年に大都市法が改正されて、住宅マスタークリーンが制度化された。これを受けて東京都では 1991 年に住宅マスタークリーンを策定し、これに沿って各区においても住宅マスタークリーンが策定され、区独自の住宅政策も東京都の施策に連動してとられることとなった。また、世田谷区の住宅政策部や、新宿区や港区の住宅対策室など、住宅問題を専門に扱う部局を設置したり、従来の住宅課を区民部から都市開発関係部局に移設するなど、区の体制も整えられた。

賃貸住宅に関する東京都区部の住宅政策のおもなものには、区営・区民住宅の供給と、民間賃貸住宅居住世帯に対する家賃補助がある。家賃補助は、若い世代の転入と定住をねらった区独自の施策として、「新婚世帯」や「ファミリー世帯」を対象に、1992 年頃に多く創設された。現在では、これらの世帯に対する家賃補助事業を行っているのは、新婚世帯向けが港区のみ、ファミリー世帯向けは、港、新宿、台東、目黒の 4 区にとどまり、制度の多くは創設から 5 年程度の期間で廃止、見直し、新規募集停止といった状況になった。このほか、現在、文京、目黒、渋谷では、居住水準の向上を目的とするファミリー世帯の住み替え家賃助成（差額の一部を助成）を行っており、また、板橋では住み替え資金の貸

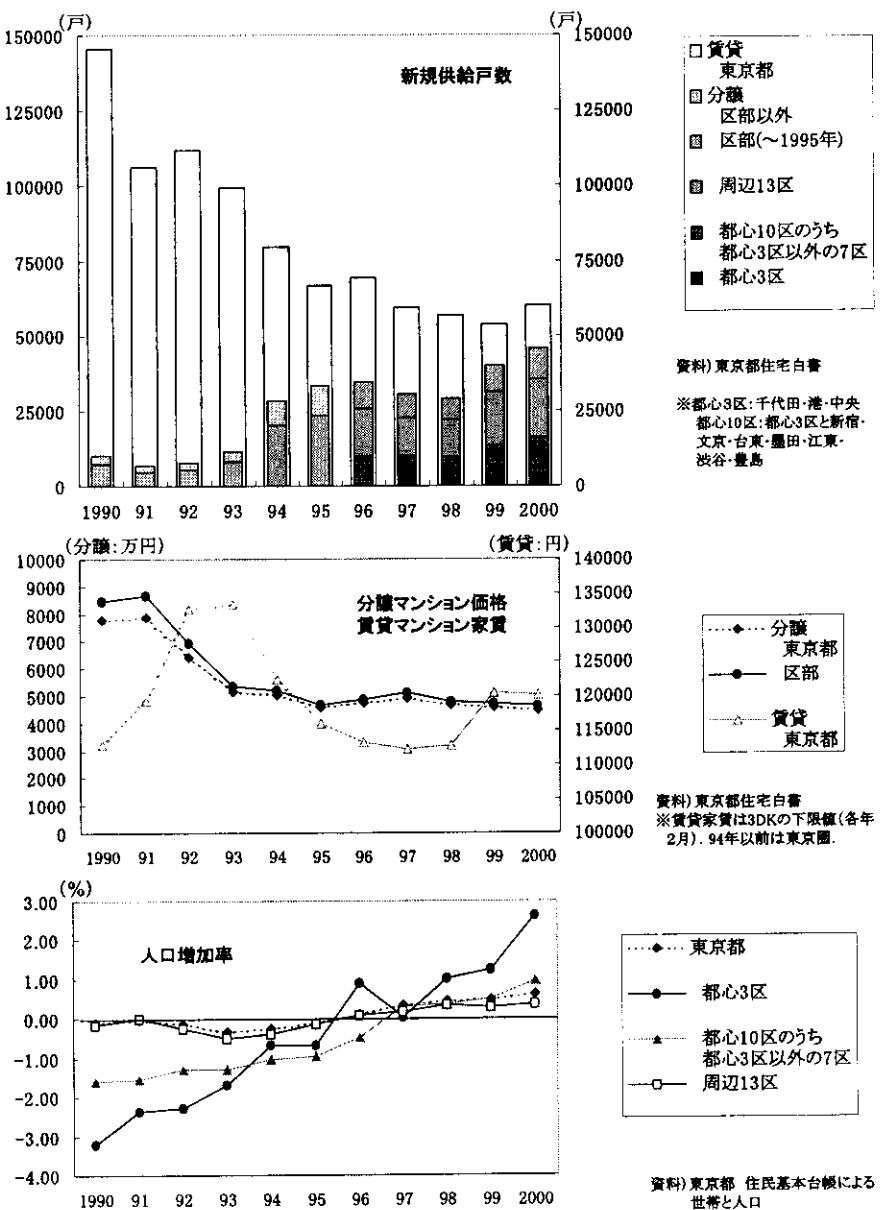


図 12 東京都における賃貸・分譲マンションの動向と人口：1990～2000 年

し付けを行っている（対象は新婚世帯、23 歳未満の親族と同居し扶養している世帯）。

こうした公的な住宅政策・住宅供給は、一般に区内の居住世帯に対して、量的に相対的に小規模である。たとえば、新宿区の平成 13 年度予算では、ファミリー世帯向けの家賃助成は、継続 134 世帯、新規 50 世帯である（なお、新宿区の親と子の世帯は 37,102 世帯、うち世帯主 40 歳未満は 7,087 世帯（2000 年））。また、区営住宅等（特優賃を含む）は区部合計で約 1 万 8 千戸である。制度の継続が短期間であったこととあわせて、こうした規模の政策が人口の定住や回復にもたらした効果を測定することは困難であると考えられる。これらの政策は、住宅価格や家賃の高騰に直面した住民に対する短期的なもので、いわば住宅「対策」といった性格のものであったといえよう。

こうした公的な住宅政策の一方で、民間の住宅市場がある（図 12）。東京都住宅マスター

プランにもとづく再開発時の業務床に対する住宅附置義務の影響もあり、1994年以降は都心部を中心とした住宅供給が活発になった。附置住宅の実績は1996年度末では3万戸弱であった。また、1997年頃からは、都心部や湾岸部を中心に超高層マンションの建設が相次いでいる。このような民間による住宅供給は、当然のことながら分譲価格や家賃と密接に関連し、さらに、人口の増減とも呼応している。たとえば分譲マンションの新規供給戸数は都心部が全体の3~4割を占めているが、これが都心回帰という現象を支える大きな要因であることは明らかであろう。なお、最近では、再開発にともない、都施工のマンションも分譲されている（荒川、北、江東、江戸川など）。

4. 東京都区部の住宅政策と人口

以上見てきたように、東京都区部における近年の人口増加の中心は比較的若い世代であり、その傾向は特に都心部で顕著である。家族類型という点からみると、これらの世代における親と子の世帯への参入も増加している。これらが定住人口となるのか、今後の動向が注目されるところである。

こうした人口変動の多くは、人口の定住化を目指してとられてきた家賃補助等の住宅政策よりも、バブル崩壊後の地価下落を背景とする民間市場の動向によるところが大きいといえる。地域の人口構成は、地域施設の整備など地域計画に大きな影響をおよぼす。大規模住宅開発が相次ぐ湾岸部では、就学年齢の子をもつ世帯が一斉に入居したことにより、小学校の不足が問題となっている。高度成長期に開発された大規模ニュータウンでは街全体の大規模な高齢化が問題となっているが、このような急激な人口変動による地域の人口構成・世帯構成に対する分析や将来の見通しがより重要となろう。また、自治体の住宅政策においては、民間市場の活用や、それとの連携がますます大きな課題となるといえる。同時に、行政当局は、「定住人口」にはこうした側面があることを認識しておく必要がある。

90年代に行われていた各区の家賃補助政策は、多くが比較的短期間で廃止に至ったが、それはバブル崩壊後の財政状況の悪化や、東京都が現金給付的政策に対してより慎重な態度をとっていることなどが直接的な要因と考えられ、定住効果の評価によるものとは言い難い。直接的な住宅供給が困難な都心部では、家賃補助型の住宅政策は現実的な選択肢のひとつといえるであろう。直接的に影響を及ぼす範囲が小さいといつても、住宅弱者への支援はもとより、住み替え助成等による居住水準の向上など、今後も公的な住宅政策の果たすべき役割は小さくない。都心部に限らず、リフォームを含めた住宅ストックの有効利用、効率的配分は必須であり、その方向性を打ち出すことは大きな役割となるであろう。近年、品川・大田・北・葛飾・江戸川といった区において、二世帯住宅取得の支援策が打ち出されているが、こうした新しい試みにも今後注目したい。

これまでの、賃貸住宅を振り出しに、公団や分譲のマンションを経て郊外の庭付き一戸建て取得をゴールとする「住宅すごろく」に対し、都心の利便性や近年供給の多い新築物件を求めて、また、住宅取得減税等の影響で、若い世代が都心部に住宅を取得するという行動もよくみられるようになった。住宅と人口との関係においては、このような住行動の

変化にも注目する必要があると思われる。一方で、人々の持ち家志向は依然強く、賃貸住宅は住宅取得までの仮住まいという意識は根強い。地域にとっては、持ち家世帯は固定的な人口、賃貸世帯は流動的な人口であるととらえることもできよう。両者のバランスをコントロールすることで、地域の人口や世帯の構成に極端な偏りが生じないようにするなど、住宅政策には人口政策的な役割がある。これから地域計画においては、地域の施設や住宅のストックやフローも考慮しながら、少子高齢化社会の枠組みを前提に、人口だけでなく世帯という面からも、地域の将来像を具体的に検討することが求められよう。現在のような社会経済的要因の急変による一時期の人口変動（人口増加）をただ楽観的にとらえることなく、冷静な現状の把握と将来の見通しが必要となる。近年、住宅・都市整備公団から都市基盤整備公団への改編（1999年）や定期借家権の導入（2000年）など住宅を取り巻く環境も変化しているが、地域の住宅政策も新たな局面を迎えていといえる。

資料・参考文献

- 小山泰代（2001）「少子化と関連諸施策の動向と方向性－地域の視点から－」平成12年厚生科学研究費報告書『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』（主任研究者：高橋重郷），pp.294-307
- 浅見泰司，石坂公一，大江守之，小山泰代，瀬川祥子，松本真澄（2000）「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』第56卷第1号，pp.8-37
- 平成8～10年厚生科学研究費総合報告書『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』（主任研究者：阿藤 誠），1999
- 日本建築学会建築経済委員会（1997）『転換期の地方の住政策を問う』
- 東京都住宅局『東京都住宅白書』各年版
- 総務省統計局『国勢調査』各年版
- 各区のくらしのガイド等

付 錄

付録 1 少子化関連政策年表

付録 2 少子化関連文献集（1990～2001 年）

付録 3 最近 1 年間における少子化に関する主要文献の摘要：図書編

付録 4 最近 1 年間における少子化に関する主要文献の摘要：雑誌論文編

付録 5 『少子化の見通しに関する専門家調査』資料

調査のお願い

調査票

付録1 関連政策年表

年月日	少子化関係の動き・出来事	年月日	各種の統計
1990		1990	
1. 3	中央児童福祉審議会保育対策部会「保育所保育指針について」意見具申 保育の目標や方法を定めた保育所保育指針の改定案をまとめる	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成2年』 出生率、10年続最低記録 人口動態推計晚婚が影響、7万人減の124万人 異婚率再び上昇(毎日)
1. 31	厚生省「これから家庭と子育てに関する懇談会」報告書	1. 14	厚生省「児童家庭施策の充実に関する有識者調査」 児童手当に関する
2. 5	労働省「外国人研修生受け入れ問題研究会」設置	2. 17	日本産科婦人科学会・生殖医療の登録に関する委員会 体外受精などの不妊症治療の日本での実施状況や臨床成績公表
2. 6			
3. 5	厚生省、児童相談所の今後のあり方を示した「児童相談所運営指針」を策定。	3. 18	総理府「女性の就業に関する世論調査」 雇用政策研究会(労働省)報告「労働力需給の展望と課題 最近の労働力需給の変化に対応して当面取り組むべき雇用対策の重点」
3. 20	優生保護法の一部改正(平成3年1月1日施行)厚生事務次官通知 「胎児が母体外において生命を存続することができない時期」の基準の変更	3. 29	厚生省「全国母子世帯等調査」昭和63年度 母子世帯は5年前より18.3%も増え、4割が子どもの教育で悩んでいる 異婚原因母子家庭の急増 5年で5割、全国に52万9千世帯 死別より厳しい生活 持ち家23%、年収185万 母子家庭の平均年間収入 一般世帯の4割以下
3. 30	『厚生白書—長寿社会における子ども・家庭・地域』閣 出生率の低下や家庭の子育て機能低下をふまえ、行政の支援強化を打ち出す	5. 3	厚生省「人口動態社会経済面調査 昭和63年度出生」 希望する子ども、理想とする子どもの数とも2人志向が一段と強まる 出産半年後夫婦4千人に聞く 働く母親の増加、住環境が背景に 希望、理想とも「3人」減る
4. 1	3歳児健診に視力、聴力検査を追加(厚生省)。	5. 4	総務省統計局「推計人口」[15歳未満の子供人口] 子供人口(15歳未満)減る一方 総人口の18.5%、12年 続き更新 15歳未満 戦前の半分 英・仏と同水準 高齢化、本格的に
4. 11	国民生活審議会・総合政策部会最終報告「豊かな時を創るために一新しい余暇社会と生活文化の創造に向けて」	6. 10	厚生省『人口動態統計月報年計(概数)の概況 平成元年』 出生率最低 生涯1.57人 高齢者と年少人口の比率 今世紀中に逆転も「少産化対策」が急務(日経6.10)/ 出生率低下背景に「結婚しない女性」増、「育児、楽しくない」働く妻にはまだ“途上国”(産経6.10)/「年金」ピンチ 厚生省 出生率回復の具体策づくりへ 第一子から児童手当も(朝日6.10)/ 出生率低下 産業活動停滞も 超高齢化への対策急務(毎日6.10)/ 平均出産数最低の1.57人 老人と子供の人口今世紀中に逆転も(朝日6.10)/「生涯出産」最低の1.57人 子供と高齢者今世紀中にも逆転(読売6.10)/生涯出産、史上最低の1.57人 子供と高齢者の比率今世紀中に逆転 女性の職場進出が一因(産経6.10)/ 平均出産史上最低1.57人 高齢化社会急ピッチ 高齢者と子供人口今世紀中に逆転も(東京6.10)/“子離れ”進む現代女性「丙午」下回る最低の出生率面白い仕事 魅力薄い結婚…「子供生める環境を」(読売6.10)
5. 5	「地域に開かれた幼稚園」の実践研究に着手(文部省)		
5. 11	「外国人雇用に関する外食産業からの提言」日本フードサービス協会		
5. 20	産業労働問題懇談会(通産省・産業政策局長の私的諮問機関)「産業労働問題懇談会報告—女性、高齢者の多様化するライフスタイルに応えてー」		
6. 1	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成元年法律第79号) H2.6.1施行		
6. 11	平成2年版国民会議白書「労働力不足」の実態と外国人労働者問題』社会経済国民会議		
6. 12-6. 13	出生率低下 防止を 政府・自民で意見相次ぐ(日経 6.12) / 出生率低下対策 厚相が協力要請閣議で話題に(毎日(夕) 6.12) / 政府・自民が「生めよ殖やせよ」?! 出産減ショックで論議噴出(朝日 6.13) / “女性高学歴化で出生率低下” 蔵相発言趣旨、米女性記者が突く(読売 6.13) / 「優生保護法改正で出生率さらに低下? 過剰反応、ドタバタ劇 自民政調・総務会 / 「出生率の低下は女性の高学歴化から」 蔵相が発言(毎日 6.13)		
6. 17	「レディース・ハーネーク」の設置		
6. 20	「外国人労働者が労働面に及ぼす影響等に関する研究会」設置		
6. 20	文部省、調査研究協力者会議設置し就園奨励費の適用検討		
6. 22	「優生保護法の一部を改正する法律」成立 受胎調節実地指導員が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限について、5年延長(平成7年7月31日まで) (第118回特別国家 法立番号56)		
6. 27	深夜労働、女性に開放 ILO新条約採択 出産休暇16週間に(東京 6.27)		
6. 29	礼宮さまと紀子さま、結婚の儀。		
6. 29	優生保護法の一部を改正する法律(公布・施行)		
7. 5	経済企画庁「労働力不足の実態・産業経済への影響と今後の対応」		
8. 9	「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置		
8. 13	「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり推進会議」設置		
8. 13	保健医療福祉マンパワー対策本部の設置について発表		
9. 18	外国人労働者問題に関する閣僚懇談会		
9. 21	「児童の権利に関する条約」に署名		
9. 29	「世界子どもサミット」がニューヨークで開幕。		

年月日	少子化関係の動き・出来事	年月日	各種の統計
10. 1	高年初妊婦の母子健康手帳に「高」を丸で囲んだ「マル高」の判を押すことを全面廃止するよう指示。	10. 1	国勢調査
10. 3	これから母子医療に関する検討会初会合	10. 9	労働省「外国人研修生の受け入れに関する調査」
10. 3	経済審議会の「2010年委員会」スタート		
10. 5	国民年金基金令発布	10. 13	厚生省「社会福祉施設調査の概況」 平成元年 保育所の定員200万人割る 児童減り相次ぐ縮小 特養老人の入所は大幅増(朝日 10.13)/ 老人福祉施設も“高齢化” 保育所の定員は減少(産経 10.13)
10. 12	母子衛生助成会が小冊子作戦 お母さん、もつと赤ちゃん産んで 兄弟姉妹の多い方が一たくましく育ちます (家庭) (毎日 10.12)		
10. 25	谷村志穂『結婚しないかもしれない症候群』	10. 17	出生率低下、企業の9割影響大(日経連調査)
11. 1	文部省・大学審議会高等教育計画部会 中間報告「審議の結果新指針を抑制 18歳人口の急減に対応」	10. 16	労働省「21世紀に向けた労働力の中長期的需給試算」
11. 1	シンポジウム「2020年の衝撃—出生率低下と変わりゆく日本社会」(年金住宅福祉協会、朝日新聞社)		
11. 2	労働省主催「仕事と育児を考えるシンポジウム」		
11. 28	東京都児童福祉審議会答申「夜間延長保育」の創設 市町村と協議へ 来年度実施目指す(日経 11.28)		
12. 2	「平成2年度版婦人労働の実情」(婦人労働白書) 女性の就労妨げる要因 育児59%、老人の世話49% 保育体制の充実提言/ 女子雇用者 史上最高の増加数 有配偶者が約6割 (婦人労働の状況/均等法と雇用管理/働く女性と育児/再就職女子)		
12. 3	『人口フォーラム21』公開講演会開催(国際連合人口基金(UNFPA)、内外政策研究会)		
12. 15	育児休業制の法制化検討へ 労働相が諮問要請(朝日 12)		
12. 18	中央児童福祉審議会意見具申「今後の児童手当制度のあり方について」 児童手当の支給拡大提言		
1991		1991	
1. 22	中央児童福祉審議会答申「児童手当制度改正について」	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成2年』 出生率11年連続最低更新 赤ちゃんの減少わずかに歯止め 人口自然増も40万人に 高齢化社会を反映、死亡者が増加
1. 23	14省庁からなる「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」報告書発表		
1	労働力供給構造の変化に対応した雇用政策のあり方に関する研究会(労働省職業安定局雇用政策課)「21世紀を展望した人間中心の雇用システムの実現に向けて—「労働力尊重の時代」への提言—		
2. 5	児童手当法改正等について社会保障制度審議会答申		
2. 12	児童手当法改正案国会提出		
3. 29	「平成2年版厚生白書」		
4. 1	国民年金基金制度の施行		
4. 24	児童手当法改正案が成立		
5. 2	児童手当法の改正を公布(1992.4.1実施) 支給対象を第1子からに拡大。支給期間を3歳未満。手当額は第1・2子2,500円→5,000円、第3子5,000円→10,000円へ(児童手当法の一部を改正する法律(平成三年法律第五四号))	5. 12	総務庁「統計でみる日本の母親」 女性の約8割は20代で2人の子どもの出産を終え、子どもに手がかかるなくなるに従ってパートタイムなどで職場に出る傾向が高くなる
5. 15	育児休業法の公布 「育児休業等に関する法律」 労働者の継続雇用を目的。男性にも休業の権利を与える		
7. 1	児童家庭局企画課に児童環境づくり対策本部を新設 国際シンポジウム「21世紀の子どもと家庭」		
10. 11	母子健康手帳の様式改正について発表		
10. 31	企業委託型保育サービス事業の実施(適用は1991.10.1)		
11. 12	子どもと家庭に関する円卓会議提言「子どもと家庭アピール—子育て新時代に向けて—」		
1992		1992	
3. 5	厚生省、保育所の入所基準緩和を通知 育児休業中も「上の子」が保育所に継続して通所することを認めるなど、「育児休業後」の不安に対応 途中入所や継続入所可能に仕事との両立支援へ基準緩和決め	1. 1	厚生省『人口動態統計年間推計 平成3年』 合計特殊出生率、1.60で12年連続最低更新。人口自然増初の40万人割れ 出生率下げ止まり、さらに鮮明 婚姻率は4年連続で上昇
		1. 1	厚生省 体外受精の普及により、10年前の出産率に比べ四つ子は5倍、三つ子は2倍に増加。

年月日	少子化関係の動き・出来事	年月日	各種の統計
3. 13	警視庁、保育支援の導入を決定 4月実施 職員が自宅でベビーシッターの派遣サービスを受けるもので、その費用の一部を負担。	1. 13	総理府「女性に関する世論調査」 「女は家庭」激減 29%の少数派に
3. 31	健康保険法等の一部を改正する法律 出産手当ての支給期間を改善	3. 14	総理府、『女性の暮らしと仕事に関する世論調査』 子どもは3人以上ほしいと望んでいる人が約6割ありながら、経済的負担や住宅事情などで出産をあきらめている
4. 1	母子健康手帳の改訂 育児情報の提供、有職女性の権利保護、地域の独自性などを盛り込む	3. 24	労働省『労働力需給の展望と課題』
4. 1	育児休業等に関する法律施行。		
4. 7	これから保育所想談会（厚生省）「今後の保育所のあり方について（提言）—これからの保育サービスの目指す方向ー」 柔軟な保育サービスを提供し、地域に開かれた保育所となること	5. 5	総務庁「推計人口」5月1日現在 子ども（15歳未満）人口2164万人、戦後最低 総人口比17.4% 14年連続グレーグン
4. 29	国連人口基金『'92世界人口白書』 人口の爆発に危機感を持とう 「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」4省加わり関係18省庁 「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する施策の推進状況と今後の方針」報告	5. 11	毎日新聞社『全国家族計画世論調査』 出生率低下「心配」2年前より増加 人口問題、途上国に協力を
6	育児休業給付制度 給与の25%相当を雇用保険の仕組みの中から支払う、休業中の社会保険料の免除制度、地方税の徴収猶予制度	6. 7	厚生省『人口動態統計月報年計（概数）の概況 概数（年計）』 赤ちゃん誕生18年ぶり微増 第2ベビーブーム世代、過齢期
6. 3	地球サミット（環境と開発に関する国連会議） 「人口」重視の地球サミット 人口問題が浮上 「バチカン」から複雑化 「持続的開発」概念に落差 「南」の貧困・人口 見えてこぬ具体策	7. 24	厚生省『人口動態社会経済面調査 平成3年度 婚姻』 3組に2組の新婚夫婦は共稼ぎを続けている。また2人以上の子どもを産んで幸せな家庭を望み、夫には仕事もがんばってほしいが、家事や育児への参加も望んでいる
6. 9	皇太子と雅子さまの結婚の儀	7. 23	人口問題審議会特別委員会「国際人口移動に関する調査研究」 日本の青年人口 日本人8万人減り 外国人6万人増 国際結婚は25年前の6倍
6. 23	GISPRIシンポジウム'92「世界の人口爆発と日本」 地球産業文化研究所(GISPRI)・国連人口基金(UNFPA)	7. 25	総務庁『平成2年 国勢調査 第二次基本集計』 高学歴女性の晩婚化進む 20代後半の未婚率56.2% 就業者数 第3次産業割に 85年比 女性は7.8%増 外国人は41.4%増
6. 24	WHO「人間の生殖についての特別研究計画」20周年記念報告書 途上国の出産6.1→3.9人 過去20年 避妊法が普及	9. 25	厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」 総人口のピークは2011年の1億3千44万人、老人人口は年少人口を1997年に上回り、2025年には全人口の1/4をしめる
7. 1	日本産科婦人科学会、30歳以上と定義されていた「高年初産を35歳以上とする」統一見解を発表。		
7. 13	文部省、幼稚園教育指導資料「家庭との連携を図るために」作成 学校週5日制導入を前に幼稚園を地域の幼児教育センターにしていくのがねらい。		
8. 19-8. 27	国連 第4回アフ・太平洋人口会議 主要議題「人口と持続可能な開発-21世紀への目標と戦略」		
8. 22	「ウェム・ベビ・キャンペーン」発足		
9. 6	文部省、職場に「家庭教育」の講座を出張講義（仕事に忙しい父親のために）		
11. 13	経済企画庁『国民生活白書 平成4年度版』少子社会の到来、その影響と対応』		
11. 29	厚生省「ウェム・ベビ・キャンペーン」委員会発足 出産・育児をしやすい社会環境を整えることが目的。		
12. 22	ユニセフ（国連児童基金）「世界子供白書 1994年版」 世界で毎年800万人の子ども（5歳未満）が病死している。	12. 15	厚生省人口問題研究所『都道府県別将来推計人口（平成4年10月推計）』
1993			
2. 19	ウェルカム・ベビー・キャンペーン キャンペーンソング「僕らが生まれたあと」	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成4年』 合計特殊出生率推計値 1.46.
4. 7	これから保育所想談会が「今後の保育所のあり方について（提言）」を発表	5. 5	総務庁「推計人口」4月1日現在 子ども（15歳未満）の数は、4月1日現在で2110万人と、前年より53万人減少。総人口に占める割合も16.9%と前年を0.5ポイント下回り、いずれも戦後最低を記録
5. 14	母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が成立		
5. 15	「子どもと家庭フォーラム」の開催		
5. 21	母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律の公布		
6. 23	「子どもにやさしい街づくり事業」		
6. 24	男女共同参画審議会設置（1997年3月31日までの時限）		
6. 2	労働基準法改正案成立 平成6年4月施行 週40時間労働制への移行を柱とする	6. 5	厚生省『人口動態統計月報年計（概数）の概況 概数（年計） 平成4年』

年月日	少子化関係の動き・出来事	年月日	各種の統計
7. 1	母子保健法改正制定(10.1施行) 1歳6ヶ月検診、妊娠婦・乳幼児の保健指導、3歳児健康診査等の事業を平成9年4月から市町村において実施		出生率1.50過去最低 女性は26.0歳晩婚化進む 熟年離婚増加
7. 29	子供の未来21プラン研究会(厚生省)『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』 要保護児童や母子家庭対策が中心だった児童福祉施策を、すべての子どもの健全育成や家庭の支援へと転換すべきである	9. 8	厚生省人口問題研究所「第10回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」 発表(結婚5年未満で子どもがない家庭は38.9%に漸増。ひとりだけ子どもを産むなら75.7%が女児を希望している)。
10. 1	母子保健法改正施行(7.1制定)		
10. 18	21世紀の子どもと家庭国際シンポジウム	11. 18	厚生省人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成5年10月推計)」
1994		1994	
1. 1	児童関連サービス研究会が報告書を発表	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成5年』 出生率史上最低、離婚率史上最高 生涯出産数1.5人下回る
4. 1	「子どもと家庭フォーラム」の開催		
5. 14	第1回「児童環境づくり推進会議」の開催		
5. 30	育児休業給付制度 給与の25%相当を雇用保険の仕組みの中から支払う、休業中の社会保険料の免除制度、地方税の徴収猶予制度	5. 5	厚生省人口問題研究所『出生動向基本調査(独身者調査)』
7. 1	厚生省児童家庭局の育成課、児童手当課、母子福祉課を廃止して、家庭福祉課、育成環境課、保育課を新設		
9. 5-13	国際人口・開発会議(カイロ会議)	6. 20	厚生省『人口動態統計月報年計(概数)の概況 概数(年計) 平成5年』 出生率最低更新1.46 少子化止まらず 出生数も最低118万8700人 離婚は最多19万組 晩婚・晩齢化強まる
11. 7	国際家族年記念「21世紀の子どもと家庭国際シンポジウム」の開催		
12. 16	今後10年間における子育て支援のための基本的方向と重点施策について「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」を策定(文部・厚生・労働・建設4大臣合意)		
12. 18	当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)(大蔵・厚生・自治三大臣合意)の策定 エンゼルプランの施策の具体化の一環として、平成11年度までの目標を定め保育対策等を実施		
1995		1995	
2. 22	ウェルカム・ベビーキャンペーン「子どもが輝くまちづくり」シンポジウムの開催	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成6年』 出生、21年ぶり大幅増 第2世代以来 離婚率は史上最高
4. 1	育児休業給付の実施		
4. 1	育児休業法をすべての事業所に適用		
4. 3	子育て支援短期利用事業の実施		
4. 25	特別保育事業の実施		
6. 5	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」可決 育児休業法の一部を改正し、育児・介護休業法となる	6. 5	厚生省『人口動態統計月報年計(概数)の概況 概数(年計) 平成6年』 生涯出産数10年ぶり上昇 1.46から1.50に 30代の出産増え婚姻減り、離婚は最多
6. 9	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布		
6. 27	育成基盤整備等推進事業の実施		
6. 27	児童育成計画策定指針〔地方版エンゼルプラン〕		
9. 4	第4回世界女性会議(北京)	7. 25	厚生省『全国母子世帯等調査』 88-93年 未婚の母20%増加
10. 1	国勢調査		
10. 1	育児・介護休業法の施行 育児休業等に関する法律(1991.5.15)の一部改正		
1996		1996	
5. 1	乳幼児発達相談指導事業の実施(適用は1996.4.1から)	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成7年』 厚生省人口動態統計 出生数再び減少 4万5000人減り119万人
5. 13	「子どもと家庭フォーラム」開催		
6. 26	母体保護法の公布(優生保護法改正)「優生保護法の一部を改正する法律」公布(1996.9.25施行) 不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、優生思想に基づく規定を削除する。(名称の変更、優生審査会、優生保護相談所等の廃止)	7. 6	厚生省『人口動態統計月報年計(概数)の概況 平成7年』 出生数、最低の118万7000人 生涯出産数1.43 20代の出産減響く 少子化鮮明に 昨年の人口動態 年金や医療に影響

年月日	少子化関係の動き・出来事	年月日	各種の統計
7. 3 9. 25 12	男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 母体保護法の施行 「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画一」策定	11. 2	厚生省『人口動態社会経済面調査 平成8年度（働く女性の出産）』 育児休業2割がどらず 職場の雰囲気/仕事の状況/経済的問題
1997		1997	
1997	関西経済連合会少子高齢対策委員会「少子高齢対策委員会提言 活力ある少子高齢社会を迎るために一多様な選択が可能な柔構造社会へ」	1. 1	厚生省『人口動態統計の年間推計 平成8年』 出生数120万人台に増加 第2次ベーブーム世代が出産時期入りなお少子化傾向 96年の厚生省人口動態統計 離婚は最多20万組 1.42人に下方修正
3. 25 4 4. 10 4. 10 6. 5 6. 11 6. 11 6. 19 7. 7 7. 13 8. 27 9. 9 9. 20 9. 27 10. 2 10. 13 10. 27 10. 30 11. 4	男女共同参画審議会設置法 成立 男女共同参画審議会設置法 施行 東京商工会議所『『少子化対策』に関する提言－21世紀における活力ある国民社会のために』 妊娠婦、乳幼児の保健指導、3歳児健康診査等の事業を市町村において実施 厚生省、「児童環境づくり基盤整備事業の実施」 通知 児童環境づくり推進機構整備事業児童環境づくり運営協議会の設置、児童環境づくり対策等事業（シンポジウム等の開催）、家庭支援相談等事業（ネットワーク化調整チームの設置）、育児等健康支援事業（民間保育サービス等子育てに関する種々のサービスについて、必要に応じて調査、情報収集を行い関係機関、地域住民等へ情報提供、親、学生等に対する子育てセミナー等の開催） 児童福祉法改正 公布（1998.4.1施行）50次 保育制度の見直し（保育所に入所する仕組み【利用者が希望する保育所を選択】/ 情報公開/負担方式/すべての保育所が子育ての相談などにも応じ得る）/児童家庭支援センターを設置し地域での児童や家庭に対する相談に応ずる/児童相談所の機能強化/児童福祉施設の名称を改める/母子家庭の自立を支援する仕組みを強化 育児・介護休業法の改正 育児や家族の介護を行う労働者の深夜業を制限する制度が新設 「教育・児童福祉施策連携協議会」の設置（文部省・厚生省申合わせ） 子どもと家庭を支援するための文部省・厚生省共同行動計画：家庭教育手帳（親子手帳）の作成・配布、幼稚園と保育所の連携の促進、子育て等に関するキャンペーンでの連携協力、「子育て支援基金」の活用等） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・宮城県） 「少子社会を考える市民会議」（主催：大阪府・（財）大阪府地域福祉推進財団） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・香川県・（財）香川県児童・青少年健全育成事業団） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・愛知県・（財）愛知青少年公園協会） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・福岡県・（財）福岡県地域福祉振興基金） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・石川県・（財）いしかわ子育て支援財団） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・北海道・北海道青少年育成協会） 「少子社会を考える市民会議」（主催：厚生省・広島県・（財）ひろしまこども夢財団） 人口問題審議会（厚生省）報告「少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択」 「21世紀の子ども家庭国際ソトソリム！」今、求められていいる子育て支援」（主催：厚生省・静岡県・（財）こども未来財団） 経済企画庁『国民生活白書 平成9年度』 女性の職場進出社会システムに壁 企業：大きい“育児アラブ”/ 家族：家事と仕事、二重の負担/ 社会：現状反映せぬ年金制度/ 教育：高学歴者で低い就業率 男性の意識改革こそ肝心（篠塚英子）/ 子育て退職大きな損失 試算：再就職した場合の生涯収入差 フタバム6300万円 ハートで1億8500万円 行政：働く妻の収入増せば貯まる保育所整備費/ 男性中心の社会を見直せ	1. 21 5. 30 6. 30	国立社会保障・人口問題研究所より『日本の将来推計人口（平成9年1月推計）』 国立社会保障・人口問題研究所『都道府県別将来推計人口』 厚生省『人口動態統計月報年計（概数）の概況 平成6年』 離婚20万組突破 2分33秒に1組 96年人口動態統計 25年で倍増 出生率最低水準近く